

現在昔さん清承知の通り靴料として一ヶ月壹圓支給さ
 れてゐる。月壹圓では靴を穿く事は出来ぬ故に私達
 は紫足履を穿いて居る。靴でも不足である。最低五
 六拾銭位の足袋もあるが質が悪く實際の役に立たぬ。
 どうしても一足壹圓四五拾の足袋でなければ完全且つ
 経済的な物はない。靴でも一ヶ月一足では足りぬ。
 これから入梅になると二足でも不足である。靴は
 今少し経済ではあるが朝夕の出勤のみでなく、足履は
 に使われぬには足を痛め易く又不衛生である。
 斯くの如き意味に於て本案提出は以漸であるが同
 時に内勤者には今回まで給與されてゐないのは片手落
 であり公平を失するものであると思ふ。薄給の我々の
 當局は此の点を充分考慮の上内勤者にも平等に支給さ
 れ人事を希望する次第である。

實施案

四月一ヶ月
 六月一ヶ月
 八月一ヶ月
 十月一ヶ月
 十二月一ヶ月

(七) 逓信部内従業員規定撤廢の件

理由

従業員會は公達第二十八條に依り組織せられ、而
 して表裏は恩情主義に依り我等逓信従業員の福利
 増進及共済機關なりと稱するも、恩情主義は最早吾人
 に感ずるべき明かであるに非ざらん。今更なるは多
 高調に従業員會加入を強制し組織せしむるは即ち
 内唯一の労働組合である我が逓信同志會に非ざらん
 當局は従業員會規定に依り我等逓信従業員をとり
 外との交渉を阻止し或華の自覺を鼓舞せしめ、

青山支部提出
 楊保
 其